

漁業法

発令　　：昭和24年12月15日号外法律第267号

最終改正：令和3年5月28日号外法律第47号

改正内容：令和3年5月28日号外法律第47号[令和3年5月28日]

(設置)

第一百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定めたときは、これを公示する。